静岡県がんセンター局告示第１号

静岡県立静岡がんセンター事業の設置等に関する条例による使用料及び手数料の額（平成14年静岡県がんセンター局告示第１号）の一部を次のように改正する。

平成30年３月23日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長　　小　櫻　充　久

４の表中

「

⑺　先進医療料			
ア　悪性腫瘍に対する陽子線治療			
（略）			
エ　テモゾロミド用量強化療法　膠芽種（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）	１コースにつき	5,600	１コースは、原則として連続する14日間の治療期間とする。
⑻　健康診断料			

」を

「

⑺　先進医療料			
ア　悪性腫瘍に対する陽子線治療（根治切除が可能な肝細胞がんに係るものを除く。）			
（略）			
エ　テモゾロミド用量強化療法　膠芽種（初発時の初期治療後に再発又は増悪したものに限る。）	１コースにつき	5,600	１コースは、原則として連続する14日間の治療期間とする。
オ　腹腔鏡下センチネルリンパ節生検　早期胃がん	1回につき	61,100	
カ　放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法　初発の中枢神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると確認されたものであって、原発部位が大脳、小脳又は脳幹であるものに限る。）	入院中　1回につき 外来　1コースにつき	入院中 5,600 外来 5,200	1コースは、原則として連続する28日間の治療期間とする。
キ　術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法　小腸腺がん（ステージがⅠ期、II期又はIII期であって、肉眼による観察及び病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。）	1コースにつき	7,000	1コースは、原則として連続する21日間の治療期間とする。

ク　陽子線治療　根治切除が可能な肝細胞がん（初発のものであり、単独で発生したものであって、その長径が三センチメートルを超え、かつ、十二センチメートル未満のものに限る。）	1件につき	1,600,000	
(8)　健康診断料			

」に改める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。